

〈平成31年度転入学児童募集要項〉

のびのびフレンドリースクール2019

～ 小規模校特別転入学制度 ～

北九州市教育委員会

1 制度の目的

本市の郊外に位置し、自然環境に恵まれた小規模な小学校に就学することにより、市街地に居住する児童と郊外に居住する児童が交流する中で、自然を愛する心、他人を思いやる心などの豊かな人間性を培い、健康・体力の増進を図るとともに、自ら学び・考え・行動する確かな学力を身に付けさせることを目的としています。

2 対象となる小学校（小規模特認校）

| 学 校 名 | 定 員 | 所 在 地 | 電話番号 |
|--------|-------|----------------------------|--------------|
| 柄杓田小学校 | 10人程度 | 〒801-0813 門司区大字柄杓田1002番地の1 | 093-341-8734 |
| 合馬小学校 | 30人程度 | 〒803-0261 小倉南区大字合馬304番地 | 093-451-1011 |
| 河内小学校 | 10人程度 | 〒805-0045 八幡東区河内一丁目7番2号 | 093-651-1982 |

平成30年度の学級数および児童数

【平成30年5月1日現在】

| 校名等 | 学 年 | 学 年 | | | | | | 合 計 |
|--------|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | 1 年 | 2 年 | 3 年 | 4 年 | 5 年 | 6 年 | |
| 柄杓田小学校 | 学 級 数 | 1 | | 1 | | 1 | | 3 |
| | 児 童 数 | 5 | 1 | 3 | 5 | 6 | 3 | 23 |
| | うち特認児童数 | 2 | 0 | 2 | 2 | 2 | 1 | 9 |
| 合馬小学校 | 学 級 数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 6 |
| | 児 童 数 | 5 | 4 | 5 | 7 | 5 | 11 | 37 |
| | うち特認児童数 | 1 | 0 | 1 | 3 | 3 | 3 | 11 |
| 河内小学校 | 学 級 数 | 1 | | 1 | | 1 | | 3 |
| | 児 童 数 | 1 | 1 | 0 | 2 | 5 | 3 | 12 |
| | うち特認児童数 | 1 | 1 | 0 | 2 | 3 | 2 | 9 |

3 制度の考え方と転入学の条件

保護者の希望があり、かつ教育的な効果が期待できる場合に、通学状況や生活指導面などに十分に配慮をした上で、教育委員会が指定する学校（小規模特認校）に限り、転入学を認めます。

転入学が認められるには、次の就学要件をすべて満たす必要があります。

- ① 平成31年4月1日現在、児童及び保護者がともに北九州市内に居住していること。
- ② 保護者が、就学を希望する小規模特認校の教育活動やPTA活動に賛同・協力すること。
- ③ 原則として公共交通機関を利用して、自力でおおむね1時間以内で通学できること。
- ④ 保護者の責任と負担において通学すること。
※ 通学に関する交通費の補助はありませんので、すべて保護者負担となります。
- ⑤ 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで通年通学すること。
※ 途中転入や短期間の転入は認められません。

転入学許可期間は1年間です。制度を継続利用する場合でも申請等の手続きが必要です。

4 募集・手続き

(1) 募集期間

平成30年11月1日(木)から平成30年12月12日(水)まで
ただし、小学校の休校日、区役所の閉庁日は申込書の受取・提出ができません。

(2) 申し込み方法

ア 在学児童(平成31年4月1日現在の小学2年生から6年生まで)

現在在籍している小学校の担任の先生を通じて学校長に、「小規模校特別転入学申込書(※)」を提出してください。

イ 新入学児童(平成31年4月1日現在の小学新1年生)

現在の住所地の区役所保健福祉課「子ども・家庭相談コーナー」に、「小規模校特別転入学申込書(※)」を提出してください。

※申込書は、教育委員会企画調整課、市立小学校及び各区役所保健福祉課「子ども・家庭相談コーナー」などで配布しています。また、北九州市のホームページからもダウンロードできます。

(3) 保護者・児童面談

転入学希望校において面談を実施します。内容は、制度の趣旨説明や保護者や児童の方からの意見聴取などです。面談日時は後日調整しますが、平成31年1月上旬頃の午後4時から午後7時までの間で一人あたり15分間程度を予定しています。

(4) 転入学の決定

面談を実施後、教育委員会が転入学の可否を判断し、平成31年1月下旬までに各保護者あてに通知します。なお、次の点についてあらかじめご了承ください。

- ① 定員を超える申し込みがあった場合は、転入学が認められないことがあります。
- ② 通学における児童の身体的負担が大きいと思われる場合は、必要に応じて公立病院の医師の診断書の提示を求めることがあります。診断書を提出いただけない場合や診断書の内容から教育委員会が通学困難と判断した場合は、転入学が認められません。
- ③ 教育委員会が、教育的な効果を得ることが困難と判断した場合や生活指導面での特別な配慮が必要と判断した場合は、転入学が認められません。
- ④ その他、教育委員会が就学を不相当と判断した場合は、転入学が認められません。
- ⑤ 転入学を許可した後に、「申告内容と実態が異なる場合」又は、「この制度の目的に合わない事由が生じた」と認められた場合は、転入学を取り消すことがあります。

(5) 指定学校変更手続き

転入学の決定通知がお手元に届きましたら、平成31年2月8日(金)までに、住所地の区役所保健福祉課「子ども・家庭相談コーナー」で、指定学校変更の手続きを行ってください。

5 学校見学

平成30年11月1日(木)から平成30年12月12日(水)までの間で、学校見学をすることができます。事前に電話申し込みが必要です。転入学希望校に、各自直接連絡し、日時を打ち合わせしてください。

6 転入学予定日等

- (1) 転入学予定日…平成31年 4月 1日(月)
- (2) 始業式予定日…平成31年 4月 5日(金)
- (3) 入学式予定日…平成31年 4月10日(水)

7 問い合わせ先

北九州市教育委員会 総務部 企画調整課 …(093)582-2357(直通)